

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成27年4月30日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年4月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H27.4.30

監査実施年度		平成17年度			
監査テーマ		下水道事業の財務に関する事務の執行について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.1	意見	支障上水道施設の移設業務の検収成績評定内訳書の記載について	P58	上下水道局 下水道整備課	H27.3.23
No.2	意見	測量業務委託において、予定価格と落札価格が大きく乖離していることについて	P61		
No.3	意見	設計業務委託において、入札価格が予定価格を大幅に下回っていることについて	P64		
No.4	意見	支障ガス管移転補償費が適正な額であったかどうか検証をすることについて	P89		

監査実施年度		平成24年度			
監査テーマ		高松市の安全な街づくり			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.5	意見	条例に定められた市の責務を果たすための積極的な施策への取組について	P25	市民政策局 地域政策課	H27.3.13
No.6	意見	転院搬送の対応範囲について、関係機関に周知徹底を図ることについて	P85	消防局 消防防災課	H27.3.31
No.7	意見	悪質なケースへの適切な対処方針の立案について	P87		

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成24年度					
監査テーマ		高松市の関連諸団体					
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日		
No.8	指摘	会の活動に必要な支出であることが確認できる書式整備をすべきもの	P160	市民政策局 地域政策課	H27.3.13		
No.9	指摘	監査が実施された証跡を残すとともに、会計年度の末日以降の実施を指導すべきもの	P160				
No.10	指摘	支出手続を分掌すべきもの	P144 P160				
No.11	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて	P144 P160				
No.12	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について	P145 P160				
No.13	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について	P145 P160				
No.14	意見	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて	P145 P160				
No.15	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について	P147 P160				
No.16	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて	P148 P160				
No.17	意見	複数年使用する備品について、保管場所等も含めた管理簿の作成と管理状況の確認について	P160				
No.18	意見	市長が代表を務める団体への補助金は、副市長名で支出するなどの対応について	P143 P163				
No.19	指摘	出資・出損団体の財務情報を毎年チェックし、運営状況を確認すべきもの	P139			財政局 財産経営課	H27.3.11

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成25年度			
監査テーマ		高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.20	意見	コミュニティセンター施設更新の際、多世代交流機能を保持する施設を検討することについて	P84	市民政策局 地域政策課	H27.3.13

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成17年度	
下水道事業の財務に関する事務の執行について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支障上水道施設の移設業務の検収成績評定内訳書の記載について	
内 容	委託業務検収成績評定内訳書の記載は、いずれも、同一の点数であり、しかも履行体制（契約者の誠実性）、履行状況（人員配置、指示事項遵守）、出来上り（出来ばえ）、履行期限（履行期限遵守）、未済事項（やり直し又は修正）のいずれについても同一の点数とされていた。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	58ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月23日
所 管 課 等	上下水道局 下水道整備課
措 置 結 果	監査結果を受けた後に検討を続け、結論には至らなかったことから、平成23年度の水道部門と下水道部門の組織統合時に改めて検討し、支障上水道施設の移設業務の検収成績評定内訳書の記載について、支障水道移設を、下水道工事の本体設計に組み込み、検査対象項目とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成17年度	
下水道事業の財務に関する事務の執行について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	測量業務委託において、予定価格と落札価格が大きく乖離していることについて	
内 容	<p>予定価格は、設計金額の範囲内で市況その他を参考に設定したもので、その設計金額は、香川県土木部が毎年度当初に作成配布する「設計および測量・調査業務等積算単価」に基づいて積算したものであるが、予定価格の30.44%の価格で入札されるということは、業者が無理をしているか、歩掛ないし積算単価が高額に過ぎるかのいずれか、又は両方であるからである。落札価格だけが特に低い額であったわけではなく、他の入札価格についても予定価格と大きく乖離しているから、特異な例と考えるだけでは済まないところである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	61ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月23日
所 管 課 等	上下水道局 下水道整備課
措 置 結 果	<p>設計金額について局内で検討した結果、国・県の積算基準並びに県の実施単価に基づき積算し、算出したものであり、各業者の入札価格は競争の結果であることから、現行どおりの取扱いとするとの結論に至った。</p> <p>なお、委託した業務については、提出された完成図書を検収した結果、仕様書に基づき適正に業務を履行していたことを確認している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成17年度	下水道事業の財務に関する事務の執行について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	設計業務委託において、入札価格が予定価格を大幅に下回っていることについて	
内 容	本件設計業務の公表していた予定価格を大幅に下回るものになった理由を確認したところ、理由は分からない、想定外の安さであったということであった。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	64ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月23日
所 管 課 等	上下水道局 下水道整備課
措 置 結 果	<p>設計金額について局内で検討した結果、設計金額は、国・県の積算基準並びに県の実施単価に基づき積算し、算出したものであり、各業者の入札価格は競争の結果であることから、現行どおりの取扱いとするとの結論に至った。</p> <p>なお、委託した業務については、提出された完成図書を検収した結果、仕様書に基づき適正に業務を履行していたことを確認している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成17年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支障ガス管移転補償費が適正な額であったかどうか検証をすることについて	
内 容	高松市が、支障となるガス管の所有者に対し、移転補償をする必要があることは当然であるが、その補償費の決定については、現行の方法により算出する方法以外にも、ガス管所有者の実際の外注額にガス管所有者の事務費を加算したものにする方法等が考えられる。現行の方法による場合であっても、少なくともガス管所有者の実際の外注額について報告を受け、高松市の支払った補償費が適正な額であったかどうか検証をする必要があると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	89ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月23日
所 管 課 等	上下水道局 下水道整備課
措 置 結 果	ガス管移設工事については、ガス管を管理するガス会社が外注することなく、自ら工事を施工することや、積算単価が市とは違うため、補償額の検証はできないが、移設依頼の範囲内での施工や使用材料については、契約書や竣工書類などにより、工事が適正に行われているか確認している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の安全な街づくり		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	条例に定められた市の責務を果たすための積極的な施策への取組について	
内 容	安全で安心なまちづくりに関する条例に定められた情報の提供という市の責務を果たすためにも、安全マップを市のHPに取り込むなど、より積極的な施策への取組が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	25ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	安全で安心なまちづくりに関する条例に定められた情報の提供については、平成25年度に香川県警察本部からの依頼に応じ、「安全・安心まちづくりNews」を各地区のコミュニティセンターを通じて周知し、平成26年度には、香川県危機管理総局からの依頼に応じ、犯罪被害者等支援リーフレットを本市ホームページに掲載するなど、関係行政機関と連携し、市民への啓発活動や情報提供を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	高松市の安全な街づくり
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	転院搬送の対応範囲について、関係機関に周知徹底を図ることについて	
内 容	どこまでを救急車の対応範囲とするかについて、関係機関に周知徹底を図っていく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	85ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月31日
所 管 課 等	消防局 消防防災課
措 置 結 果	平成25年3月26日付けで高松市医師会に、転院搬送についての協力依頼を文書にて行い、周知徹底を図った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の安全な街づくり		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	悪質なケースへの適切な対処方針の立案について	
内 容	法律的には難しい面もあると思われるが、悪質なケースは警察に通報するとしている自治体もあり、関係機関と連携し、適切な対処方針を立案していく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	87ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月31日
所 管 課 等	消防局 消防防災課
措 置 結 果	不適正利用者のうち、悪質な者については、警察へ通報するほか、物損については、当該関係者に損害賠償請求をすることとし、対処している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	高松市の関連諸団体
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	会の活動に必要な支出であることが確認できる書式整備をすべきもの（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	領収書と処理日が大きく乖離するものも散見される。会議時に領収書を持参し、それから出金することも多いとのことであり、市民の活動らしい、とも言えるが、支出の承認書により、会の活動に必要な支出であることが確認できる書式整備が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成26年度から、活動費の立替払等で領収日と処理日が乖離した場合は、支出理由・内容及び立替者氏名を支出伺に記載するとともに、支出後は領収日、領収者名の記入及び領収印を押印する様式に改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	高松市の関連諸団体
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監査が実施された証跡を残すとともに、会計年度の末日以降の実施を指導すべきもの（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	監査が会計年度の末日に実施されている。年間を通して活動している団体ではないため、期末日付近の動きがないことから、期間中に監査されているとのことであり、実質的に問題はないと思われるが、監査日以降の入出金に対応できない。末日以降に監査を実施するよう指導することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成24年度収支決算から、監査を翌年度第1回目の定例会の日に行うことに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	高松市の関連諸団体
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成25年度から、市が会の出納事務を行う場合は、支出何の起案と出金伝票の記載を担当者が行い、支出承認・出金伝票押印・通帳確認は係長が行い、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市消費者団体連絡協議会)	
内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成26年度から、預金通帳は会計担当者が保管し、印鑑は会長が保管する分離管理方式に改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>平成27年2月に処務規程を定め、原則として複数業者による見積合せを行うこととし、一者随意契約をする場合は、執行伺の余白にその理由を記載することに改めた。</p> <p>また、発注前に承認を得ることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	<p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>平成26年度から、毎年同一者と契約している場合には、その選定理由を確認し、適切でない場合は、当該年度は別の業者から選定することに改めた。</p> <p>また、平成27年2月に処務規定を定め、原則として複数業者による見積合せを行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成26年度から、納品や実施後の検収を事務処理担当者以外の者が行うことに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147、160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成25年度から、総会・定例会議事録に確認者の署名・押印をすることに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当ページ	148、160ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成27年3月13日
所管課等	市民政策局 地域政策課
措置結果	平成27年2月に処務規程及びチェックリストを作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	複数年使用する備品について、保管場所等も含めた管理簿の作成と管理状況の確認について（高松市消費者団体連絡協議会）	
内 容	年度末にでも、記載された管理簿を併せて、管理状況を確認することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	160ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	平成26年度から備品管理台帳を作成し、翌年4月に監事による承認を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市長が代表を務める団体への補助金は、副市長名で支出するなどの対応について（高松市防犯協会）	
内 容	市長が代表を務める団体への補助金は、副市長名で支出するなどの対応が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	143、163ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	市長が代表を務める団体への補助金の対応については、平成25年5月開催の高松市防犯協会の総会において、補助金交付申請者の変更を審議し、平成26年度の交付申請より副会長名に改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	出資・出損団体の財務情報を毎年チェックし、運営状況を確認すべきもの	
内 容	<p>財産活用課では出資・出損の状況を管理しているが、団体の法律上の分類ごとに、出資の性質も関与方法は異なる。また、市の出資等が全体の出資総額に占める割合なども知る必要がある。</p> <p>市の出資・出損管理の一環として、財務情報を毎年入手の上、それぞれの性質に応じたチェックを行い、運営に異常がないか確認する必要がある。現状では、それぞれに台帳が作成され、まとめたものは有価証券リストとして公開されているが、出資の性格の判断、総額の把握、継続した財務データの入手等、全ての点で十分とは言えず、改善が必要である。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	<p>平成26年12月に、各種団体等に出資金・出損金の支出をしている所管課へ、当該団体等の財務状況の把握及び財務情報がわかる資料の提出を依頼し、受領した資料を基に、本課において財務状況等を分析し、適正な運営が行われていることを確認した。</p> <p>今後においても、本課より毎年適切な時期に、各所管課に対して当該団体等の財務資料の入手を求め、運営状況の把握に努めていくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	
高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	コミュニティセンター施設更新の際、多世代交流機能を保持する施設を検討することについて	
内 容	<p>コミュニティセンターを更新する場合、可能な限り小学校の一部あるいは同一敷地内に設置することにより、従来の縦割りの施設整備を脱して、多世代が交流できる機能を持つことができると考えられる。そのような方針で更新を検討していく必要がある。</p> <p>また、児童が広域化された小学校区で遠距離を通学している中で、大人が利用主体になるコミュニティセンターが旧小学校区で設置されていることは、世代間の受益のアンバランスにつながるものである。地域住民のコンセンサスを得ながら、現在の小学校区に合わせて、施設を統合していく必要があると考えられる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	84ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成27年3月13日
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>コミュニティセンター施設更新の際には、地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、多様な世代間のふれあい交流が行える機能を保持するため、屋内にはオープンスペースを、屋外には公園的な要素を持つスペースを取り入れている。また、施設全般においては、香川県福祉のまちづくり条例等に配慮したユニバーサルデザインを取り入れた設計としている。</p> <p>なお、本市においては、市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織として、地域コミュニティ協議会を設置できると明確に位置付けている。その地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行うなか、コミュニティセンターについては、合併町を除き1地区1施設を原則とし、地域住民によるまちづくり活動、生涯学習及び地域福祉の推進など諸活動の場として活用されていることに加え、災害時の避難所としても指定されている。</p> <p>このようなことから、統廃合となった小学校区に合わせて、施設を統合していくことについては、コミュニティ協議会の統廃合も必要となることに加え、地域のまちづくりを推進するうえで、地域間に不均衡が生じることから、早期に実行することは困難である。</p>